



中国におけるオンライン動画に関する権利保護制度の現状  
(北京市中銀(深セン)法律事務所弁護士) 楊 倫理・(筑波大学人文  
社会系) 星野 豊

The Present Problems of the Chinese System for the Protection of  
Copyrights on the Videos on Websites

Zhong Yin Law Firm in Shenzhen, Attorney, YANG Lunli; Faculty of Humanities & Social  
Sciences, Tsukuba University, Yutaka HOSHINO

---

キーワード・ オンライン動画、著作権侵害、現状と対策、中国著作権法

---

中国の「著作権法」第 10 条には、著作権には人格権及び財産権が含まれることが規定されており、同条第 12 号に規定されている情報ネットワーク送信権とは、有線方式又は無線方式で公衆に著作物を提供し、公衆をしてその個人の選定する時間及び場所で著作物を取得させることのできる権利を指す。「著作権法」には、著作権者は情報ネットワーク送信権の使用を他者に許諾した場合、約定に従って報酬を得ることができると規定されている。

ネットワークがますます発達し、動画ウェブサイトの競争がますます熾烈になっている時代において、テレビ番組のネットワーク化、即ち動画のネットワーク送信も、次第に知的財産権保護における重要な話題となってきている。営利上の必要から、動画ウェブサイトにおいて、良質な動画コンテンツに対する非常に大きな需要が生じていることにより、大手のウェブサイトの中には、良質な映画・テレビ番組(最新の最も人気のあるテレビドラマを含む)のネットワーク独占送信権を買い取ることによって影響力を拡大すると同時に、訴訟や法的手段を通じて他のウェブサイトによる権利侵害行為を取り締まり、影響力を拡大しているものもある。

### 一、中国動画ネットワーク送信権の現状

優酷網、土豆網及び奇艺網は、中国で重要な影響力を有する代表的なウェブサイトである。ネットワークを閲覧したところ、次の現象があることに気づいた。

- 1、個人ユーザーの名義によって、日本の多くのテレビ番組(最新のテレビドラマ、娯楽番組及び報道番組を含む)を大量にアップロードしている。
- 2、番組の視聴と同時に、大量の中国本土企業の製品広告が前面に配置され、一時停止した際にも商業広告のページが現れることにも気づいた。これは、視聴者がクリックして動画コンテンツを視聴することによって、ネットワーク運営業者が広告料を徴収しているという、商業的な営利的特徴の表れである。
- 3、中国大陸以外の場所では上記の動画コンテンツを閲覧することはできない。これは、ネットワーク運営業者が技術的措置を講じて動画コンテンツの送信エリアを制限していることによる表れである。

まず、上記のいくつかの大手ウェブサイトについて、簡単に紹介する。

- 1、優酷網(youku.com)は、中国の先導的な動画ウェブサイトであり、2006年6月21日に創立され、2010年12月8日、ニューヨーク証券取引所に正式に上場した。2012年3月12日、

優酷は土豆(tudou.com)と合併したが、ウェブサイトはそれぞれで運営している。



2、土豆(tudou.com)は、中国の最先端の最も影響力のあるネットワーク動画プラットフォームであり、中国ネットワーク動画業界のリーディングブランドである。2005年4月15日、正式にオンラインサービスを開始した。世界で最も早くオンラインサービスを開始した動画ウェブサイトの一つである。2011年にナスダックに上場した。



3、奇艺網は、最近発展がすさまじい動画ウェブサイトである。2013年5月7日、中国最大の検索エンジンウェブサイトである百度が PPS 動画業務を買収し、奇艺網と合併した。現在、最新のテレビドラマの「昼顔」や「半沢直樹」等を閲覧することができる。



4、影響力のある上記ウェブサイト以外に、騰訊、搜狐等を含む有名ポータルウェブサイトも動画閲覧サービスを提供している。

## 二、ネットワーク送信権に関する中国の関連法律規定

### 1、「著作権法」

第 48 条 著作権者(録音録画製作者を含む)の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製し、配布し、情報ネットワークを通じて公衆に向けて送信した場合、状況に基づき、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない。犯罪を構成するときは、法により刑事責任が追及される。

### 2、「情報ネットワーク送信権保護条例」(2006年5月18日公布、2013年1月30日改正)

第 2 条 権利者が有する情報ネットワーク送信権は、著作権法及び本条例による保護を受ける。法律、行政法規に別段の規定がある場合を除き、いかなる組織や個人も、情報ネットワークを通じて他者の作品、実演、録音録画製品を公衆に提供する場合には、権利者の許諾を取得し、かつ報酬を支払わなければならない。

第 4 条 情報ネットワーク送信権を保護するため、権利者は技術的措置を講じることができる。いかなる組織や個人も、技術的措置を故意に回避し又は破壊してはならず、主として技

術的措置を回避し又は破壊するために用いられる装置又は部品を故意に製造し、輸入し又は公衆に提供してはならず、他者が技術的措置を回避し又は破壊するための技術サービスを故意に提供してはならない。但し、法律、行政法規において回避することができると規定している場合を除く。

第 26 条 本条例における次に掲げる用語の意味は次の通りである。

情報ネットワーク送信権とは、有線方式又は無線方式で公衆に著作物を提供し、公衆をしてその個人の選定する時間及び場所で著作物を取得させることのできる権利を指す。

技術的措置とは、権利者の許諾を得ずに作品、実演、録音録画製品を閲覧、鑑賞し、又は情報ネットワークを通じて作品、実演、録音録画製品を公衆に提供することを防止し、制限することに用いる効果的な技術、装置又は部品を指す。

### 三、法的分析

優酷と土豆は、ネットワーク著作権の問題に関して、同様の内容の声明を次の通り発表した。

「当ウェブサイトの主催者は、当ウェブサイト内のすべての正規版ライセンスを受けている動画コンテンツに対し、必要な海賊版対策及び盗用防止キー等の技術的措置を講じ、かつ、権利管理電子情報を添加、設定した。いかなる組織や個人も、当ウェブサイトの主催者の許可を得ずに、いかなる方式(無断転載、転写等が含まれるがこれらに限られない)によっても、直接的又は間接的に関連動画コンテンツを盗取してはならず、いかなる方式(当ウェブサイトのドメインネーム、プレーヤーソフトウェア、優酷ロゴ等の隠匿又は修正が含まれるがこれらに限られない)によっても、関連動画コンテンツの権利管理電子情報を削除し、又は変更してはならない。そうした場合、当ウェブサイトの主催者は、権利侵害者の法的責任をさらに追及する権利を留保する。」

以上の状況によれば、各大手動画ウェブサイトにはいずれも、動画ネットワーク送信権に対する保護意識があると一応は言えるが、以下に述べる通り、実務上非常に大きな問題があると考えられる。

1、ネットワーク運営業者において、ライセンスを受けていない動画のユーザーによるアップロードを黙認し、容認し、ひいては支持している状況が存在している可能性がある。

一部のウェブサイトの行為が権利侵害を構成していることを裏付ける直接的な証拠がないとしても、ネットワーク運営業者は動画のアップロードについて初歩的な審査を行うべきであり、明らかに権利を侵害している動画が存在する場合には、アップロードを許可してはならない。現在、アップロードされている動画資料はすべて、標準的なテレビ番組コンテンツであり、ネットワーク運営業者として、通常の民事主体としての理解及び合理的な疑いに基づいて、例えば、動画の時間、内容等について審査を行い、明らかな権利侵害がある場合には、そのような動画のアップロードを許可すべきでない。しかしながら、現状として、運営業者はいかなる審査も行っていない可能性が高い。

2、ユーザーがアップロードする動画の中に、ネットワーク運営業者が広告を挿入しているのは、動画による権利侵害を明らかに知りながらアップロードを認めている行為である。動画への広告挿入の現在の一般的な状況からすると、時間は約 60 秒であり、しかもほとんどが若

干の有名ブランドの広告である。広告運営の角度からすると、運営業者は正当なライセンスを受けていない動画に広告を挿入している以上、著作権料を一切支払っていないのであれば、明らかに違法に権利を侵害していることとなる。

3、運営業者は技術的な設定を通じて、権利侵害行為が著作権者によって発見されるリスクを減少させている。

ネットワーク運営業者は、特別に技術的な設定を通じて、中国国外では動画を正常に閲覧することができないようにしており、このため、中国国外の多くの著作権者はその著作権が侵害されていることを発見する方法がなく、中国国外の著作権者の権利保護の難度及びコストを増加させている。

4、司法面では、「避難港原則」条項に一定の限界性がある。

「情報ネットワーク送信権保護条例」第 23 条には、「ネットワークサービスの提供者がサービスの対象に対して検索又はリンクのサービスを提供している場合において、権利者から通知書を受領した後、本条例の規定に基づいて権利を侵害している作品、実演、録音録画製品とのリンクを切断したときは、賠償責任を負わない。但し、リンクさせた作品、実演、録音録画製品による権利の侵害を明らかに知っている場合、又は知っているはずである場合には、共同権利侵害責任を負わなければならない。」と規定されている。

同規定は、ネットワーク運営業者の「避難港原則」条項と呼ばれ、ネットワーク運営業者によって最もよく使われる抗弁事由の一つであり、裁判所がネットワークサービス提供業者の権利侵害責任負担を免除するか否かの判断する際の重要な規則である。動画ウェブサイトは往々にして、自己に有利な角度からこの原則を解釈して、「権利者から通知書を受領した後、本条例の規定に基づいて権利を侵害している作品とのリンクを切断したときは、賠償責任を負わない。」と考えている。同条項には同時に「リンクさせた作品……による権利の侵害を明らかに知っている場合、又は知っているはずである場合には、共同権利侵害責任を負わなければならない。」と規定されているにもかかわらず、ネットワークサービス提供者の主観的な認識状態（「明らかに知っている場合、又は知っているはずである場合」）に権利侵害行為があるか否か）に対する認定に争いがあることにより、具体的な判例に違いがある。これによって、若干の動画ウェブサイトには、僥倖心理が生まれている。

スピードが速い、範囲が広い、電子データの削除が容易である、隠匿性があるというネットワーク情報送信の特徴によって、ネットワークにおける権利侵害の問題には監督管理が足りない、調査・証拠収集が困難である、訴訟コストが高い等の難題が存在している。中国において、ネットワーク動画による権利侵害行為が頻発し、又はやりたい放題であると言われている重要な原因の一つは、権利侵害者に僥倖心理を抱かせる「避難港原則」を定めた法律それ自体にあるというべきである。

以上の分析に基づき考えると、こうしたコンテンツが日本や他の外国の著作権者の合法的な許諾を得た上で、ネットワーク上で発表、送信されているのかどうか、ひいては著作権者の権益を侵害しているのではないかという合理的な懸念及び疑いを抱かざるを得ない。日本の著作権者には、こうした新たな状況を認識していただき、有効な措置を講じて自らの合法的権益を保護することが望ましいものとする次第である。